

会報

2003. 7
第69号



社団法人千葉県環境保全協議会

目 次

* あいさつ	1
会長 實盛 理	
* あいさつ	2
環境問題の動向	
千葉県環境生活部理事 森山茂男	
* 隨想	3
「京の山寺」	
三井化学(株)市原工場 環境安全部長 島田 隆	
* 協議会活動について	5
* リレー訪問	6
東洋合成工業(株)市川工場を訪ねて	
* 行政法令動向	
・千葉県中小企業環境保全施設整備資金の融資について	9
・土壤汚染対策法の施行について	13
・千葉県地質環境インフォメーションバンク公開事業について	17
・「バイオマス立県ちば」推進方針の策定について	21
・千葉県土砂等の埋立等による土壤の汚染及び災害の 発生の防止に関する条例の一部改正について	24
・アイドリング・ストップをしましょう！	27
・不正軽油防止強調月間のお知らせ	28
* 房総の歴史	29
・正信と師宣 美術史の中の二人	

表紙写真(習志野市 谷津干潟)



あいさつ

会長 實盛理
JFEスチール(株)東日本製鉄所
常務執行役員副所長

このたび、会員の皆様のご推挙をいただき、当協議会の会長を仰せつかることになりました。関係ご当局のご指導と会員の皆様のご協力をいただき、任務を果たしてまいりたいと存じますので、宜しくお願ひを申し上げます。

ご承知の通り、当協議会は1975年の発足から28年が経過しました。この間、諸先輩並びに関係各位のご尽力により地域環境保全に関する種々の事業の推進、公害防止管理者等の育成及び会員相互の交流・啓発により着実に成果を上げてまいりました。

さて『環境の世紀』といわれた21世紀も2年半が経過いたしました。現在我々は20世紀の大量生産、大量消費、大量廃棄から生じた負の遺産を克服すべく地球温暖化問題、化学物質問題、資源循環型社会の構築といった壮大な問題に直面し、行政、事業者、県民、民間団体が一体となって環境保全活動を展開中であります。

千葉県におきましては『ちば環境再生計画』を策定し、『とりもどそう！ふるさとの自然』をスローガンに環境つくり日本一の千葉県を目指した活動が展開中です。ディーゼル自動車排ガス対策、三番瀬の再生計画、ベンゼン地域自主管理計画、産業廃棄物不法投棄問題等、我々が豊かな自然環境を大切な財産として後世に引き継いでいくための課題は山積しております。

私ども（社）千葉県環境保全協議会は県、市ご当局の御指導のもと上記課題に対して皆様の期待に添える事業活動を推進し、地域社会並びに地球環境保全に貢献していく所存でございます。

最後に、会員の皆様方の一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、会長就任のご挨拶とさせていただきます。



環境問題の動向

千葉県環境生活部理事 森山 茂男

社団法人千葉県環境保全協議会の皆様には日頃から大変お世話になっております。

さて、「環境問題の動向」という題目になっていますが、今年度におきます動きについていくつかご紹介することにさせて頂きたいと思います。

まず、今年度の動きとして「バイオマス立県ちば」推進方針の策定があります。昨年度に策定した「千葉県資源循環型社会づくり計画」の目玉の一つとして、食品残渣や間伐材など生物由来の再生可能資源であるバイオマスの利用を推進するための基本的な方向性を纏めたものです。今後この方針に沿って、バイオマス資源の発生・排出形態など地域の特性を踏まえて、地域単位で「バイオマстаウン」の構築を進めることとしており、本県に立地する企業の持つハイテク技術やノウハウの活用、異業種の連携などが期待されています。環境保全という視点から県内企業を代表する本協議会の皆様からの事業提案など、ご協力をお願いします。

次に、昨年度スタートした計画の中に「ちば環境再生計画」がありますが、この中で、負の遺産の解消を図るための取り組みを始めています。その一つとして市原市内を流れる養老川妙香地先の廃棄物問題について、川への汚染物質の流入や地下水への影響を防止するため、今後地層内の汚染水を汲み上げて浄化をする対策を進めていくことになりました。この対策の検討に際して本協議会にご相談したところ、汚染水の浄化処理について、地域への貢献として位置付けてご協力を頂けることになり、感謝申し上げる次第です。この様な形で浄化が大きく前進することは行政側だけでなく、地元の住民からも高く評価されています。

結びに、協議会の皆様におかれましては、化学物質（ベンゼンなど）の環境改善に係る共同取り組みを始め、これまでいろいろと実績を残されていますが、今後とも環境保全活動に積極的に取り組まれることをご期待申し上げます。

環境問題は、県民、事業者、行政の連携と協力のもと、地球環境の視点にも着目しながら、地域から取り組んでいくことが重要だと思います。今後、皆様方の一層のご協力をお願い申し上げます。



随想

「京の山寺」

三井化学（株）市原工場
環境安全部長 島田 隆

梅雨のはしりに息子が関西へ二泊三日の修学旅行へ出かけた。当然京都と奈良をめぐるスタンダードな旅行であるが、最近の修学旅行は重い荷物は宅急便で先に送り当日は手ぶらで新幹線に乗って行くようである。また旅のみやげもまとめて宅急便と昔の旅から比べるとだいぶ楽なものとなった。旅先では7~8名の班になり、あらかじめ調べていた名所旧跡をタクシーを使い回るという。更に伝統工芸の体験学習があり扇の製作まで入っている。至れり尽せりの旅行である。前置きが長くなってしまい何が本題か不明とならないうちに元に戻ろう。

私は長年大阪で暮らしていた。会社に入って始めての赴任地が大阪であった。東京で生まれ育ち、そして歴史に興味がある自分にとり喜んで赴任した。

初めての独身寮から見る景色は東に二上山そして北に目を移すと堺の仁徳陵の小山が見え、まさに歴史の中に生活していた。（但し難波の海（大阪湾）は埋め立てられ、臨海工業で地帯として製鉄、石油化学コンビナートとなり、かつての羽衣伝説は地名に残すのみである。）この様な環境の下また独身という身軽さもあり休日はもっぱら京都、奈良に行っていた。京都まで一時間半、奈良まで一時間の電車の旅である。



今回はいろいろ訪ね歩いた京の中でも、ほとんど人が知らないお寺について書いてみる。

大悲山峰定寺と称せる寺である。この寺を知ったのは新聞の記事に訪れる人の少ない落ち着いた寺として紹介されていた。地理的に洛北の更に北、花背峠を越えた京都の最北端である。出町柳を始発とする叡山電車に乗り30分、鞍馬に着く、ここで降りる人はほとんど鞍馬寺から貴船神社へ行くか、ここから更にバスに乗り一時間半、花背峠を経由して北へ北へと行く旅であった。目指す寺は大悲山というバス停で降り、約15分ほど歩いたところにあった。当然、寺を訪ねるものは私以外になく、心細い思いで歩いた。峰定寺は平清盛ゆかりの寺と記憶している。山寺にしてはりっぱなお堂があり、それも舞台造りである。清水寺に比べればひと回り小

さなものであるが、氣品と静けさが調和して良いものである。また本尊は阿弥陀如来で国宝である。残念ながら一般公開はされていない。30年近く前に1度だけの拝観であり、記憶も大分薄れてしまった。ただ京の山奥で交通の便が悪い。それが幸となり静寂と、舞台造りの堂が妙に調和したところがいつまでも印象に残っている。帰りのバスの都合があり、寺を見る時間は40分余りと行き帰りの時間の割には短いものであったが、機会があれば是非もう一度訪ねたいところである。京にはまだまだ未知の良いところがたくさんある。竹薮の中を散策する大原野も人が少なく良いところである。洛北の光悦寺は、N H K 大河ドラマ「武蔵」に出て、最近は人が多くなっているかもしれないが、時間があれば訪ねるも良い。ポピュラーな観光地「京」で



協議会活動について

平成15年度通常総会は5月8日、オークラ千葉ホテル3階『エリーゼ』において、来賓に石渡県環境生活部長をはじめ、濱崎県環境政策課主幹、井原同課主事、須藤千葉市環境保全部長、大木同市環境調整課課長補佐、三橋船橋市環境部長、森内同市環境保全課主幹をお迎えして、会員118名の出席を得て開催しましたので、ご報告いたします。

◆平成15年度通常総会報告

島崎会長より「会長任期中の二年間、世界は激動といつても過言ではない状況でした。国内においても依然景気の低迷が続き、本会の会員も若干減ってきています。

千葉県では、先進的な計画や条例が制定され、また、今月18日には、天皇・皇后両陛下をお招きして『全国植樹祭』が行われますが、企業もできるだけご協力をていきたいと考えています。」旨の挨拶があり、続いて、来賓を代表して石渡県環境生活部長より「環境問題解決のためには、生活スタイルそのものを抜本的に変えていかなくてはならない時代に来ています。

昨年10月に策定しました『千葉県資源循環型社会づくり計画』をはじめ諸施策については、個々人が環境に関与しているという観点から幅広いご協力をお願いします。」旨のご挨拶を頂戴し、議事に入った。

審議された議案は、次のとおりです。

- 第1号議案 平成14年度事業の承認について
- 第2号議案 平成14年度収支決算・貸借対照表及び財産目録の承認について
- 第3号議案 平成15年度事業計画の決定について
- 第4号議案 平成15年度収支予算の決定について
- 第5号議案 役員の選任について

以上の議案については、満場一致で承認可決されました。

選任された役員は全員応諾し、平成15年度通常総会はとどこおりなく終了し、閉会しました。

なお、総会に先立ち、千葉県環境生活部環境政策課指導計画室主査 石橋勝己氏による『PRTR法による特定化学物質の環境への排出量等（千葉県内）の結果について』の説明会を行っています。

リレー訪問

第51回目になります企業訪問は、市川部会の東洋合成工業(株)市川工場にお願いしました。
(編集委員会)

東洋合成工業(株)市川工場を訪ねて

東洋合成工業(株)市川工場長 山本生夫氏
同 市川工場 用役グループ長 田村鉄男氏
聞き手協議会事務局副主査 松崎容子
(以下 敬称略)



松崎 本日は山本様と田村様が私のお相手をしてくださいますが、お邪魔いたしました東洋合成工業(株)市川工場は、江戸川左岸の埋立地にあり、工場のすぐ裏手を京葉線と東関東自動車道が通っています。このあたりを車で通過すると、大きく会社名の書かれた看板が目に入ります。

それでは、会社の沿革からお話ししいただけますか。

山本 私どもは、昭和29年(1954)に「日本アセチレン化学工業(株)」として設立されました。現 代表取締役社長の木村が創業者です。今で言うベンチャー企業です。

松崎 最初は、アセチレンの製造を行っていたんですか。

山本 いや、そんな大規模なことではなかったようです。アセチレン誘導体の医薬中間体の製造を始めました。その頃、アメリカの化学工業界も勃興期にありましたから、木村は、近い将来に日本でもきっと石油化学工業が発展すると判断したと聞いております。

松崎 工場は、最初から市川にあったのですか。

山本 いや、東京小松川にありました。

松崎 市川工場の操業は、いつ頃なんですか。

山本 昭和36年(1961)です。それと時を同じくして現在の商号「東洋合成工業(株)」に変更しています。昭和39年(1964)酢酸ブチルの合成を始め、昭和41年(1966)



にはアルコール類を原料としたアルデヒド、脂肪酸の合成も始めました。これらが、最近販売が増え始めた香料材料の基礎となっています。昭和40年(1965)には、化成品輸送部門として行っていた事業を分離独立してタンクローリー関係のグループ会社ケミカルトランスポーティを設立しています。更に昭和46年(1971)に、江戸川を挟んで反対側に高浜という所があるんですが、そこに油槽所を開設しまして、当社の事業として液体化成品のタンク保管業務を開始しています。現在、当油槽所には化学品専用の保税タンクが61基(総貯蔵量51,400kl)、危険物用立体倉庫(200ℓ ドラム1万本)、ドラム自動充填設備、ブレンド設備などがあり、月間80隻の船舶と一日150台のローリーにスピーディに対応できる体制をとっています。

田村 これも木村がヨーロッパを訪れた時、港の近くのタンクヤードを見て、貸しタンク業として事業化したものと聞いています。

松崎 化成品製造業に関わるいろいろな事業をされているのですね。

山本 実は現在、私どもでは、お話をした化成品事業、タンク営業事業のほか昭和50年頃に早く着目し、事業化した感光材製造という三事業部制を敷いているんですが、今ではその感光材事業がメインになってきています。松崎さんが言った道路から見える看板は、昭和56年(1981)に完成した感光性材料製造プラントの建物の外壁に付いているものです。その後は、昭和57年に船橋市に感光材の研究所を開設したり、感光材の需要増に伴って昭和63年(1988)には香取郡東庄町に当社全額出資の「千葉東洋合成(株)」を設立しています。この時点で、感光材の主力をそちらに移したのですが、ただ、その原料についてはこの市川工場で現在も生

産しています。「千葉東洋合成(株)」は、平成8年(1996)に合併して当社千葉工場になっています。また、同じ年に千葉ニュータウンに新研究所が完成し、感光材研究所を移転しています。

松崎 今は、感光材の売上比率が一番高いということですか。

山本 はい。感光材関係が6割を占めます。感光材は液晶ディスプレイやCCDカメラ、携帯電話等に使われている半導体製造時のフォトレジストに使用されます。液状のフォトレジストをシリコンウエハーに塗るんですが、その塗った上から回路図の描かれたフォトマスクに光をあてて反応させて焼き付けます。光の当たった部分がアルカリ可溶性となることを利用しています。この時に使用されるアルカリ溶液も千葉工場でつくっています。また、水溶性の感光材も手掛けているが、国内での需要はまだまだです。いずれにしても、これらの製品は常に高純度で安定した品質が求められていますから、平成5年(1993)にこの部門で「ISO9002」を取得しています。

松崎 前回のリレー訪問が市原市にありますJSR(株)千葉工場でして、フォトレジストをお造りになついらっしゃいましたが…。

山本 JSR(株)さんでは、フォトレジストを造られているんですが、私どもは、もう一步前の素材を造っているんです。こういった感光材は、日本でもあまり造られているところは多くありません。

松崎 感光材の主力が千葉工場に移されているということは、市川工場は化成品製造がメインを考えてよろしいですね。

山本 そうですね。6割が化成品部門で3割が感光材原料です。化成品部門も平成7年(1995)に「ISO9002」を取得しています。ここには市川工場と本社部門と併せて130名ぐらいの人が働いています。現在

の市川工場は感光材原料の製造、蒸留精製およびアルコールを出発原料とした香料材料を生産しています。

松崎 石油系のアルコールですか。

山本 主に、石油系アルコールです。一部、醸造アルコールの副産物も使っていますが、お話ししましたように最初は、エステル類の酢酸ブチル。これは溶剤として今でも使われていますが、当社では今は造っていません。それから、精製されたアルコールを酸化させてアルデヒドとか、ケトン、脂肪酸、エステル、エーテルなどのアルコールを基材としたものを造っています。

松崎 御社の製品は、どんなところに使われているんですか。

山本 当社で造っているエステル類はほとんど香料関係のもので、食品や化粧品の香料原料に使われています。現在、そういう香料関係に事業を特化していまして、食品添加物としてのフレーバー等への需要の伸びに大いに期待をしているところです。その他化粧品、染料、農薬、医薬品、殺虫剤、塗料、インク、防錆材、防腐剤等多岐に渡って製品の中間体として使われています。

松崎 最終製品らしきものはないんですね。

山本 そうですね。そういう意味ではご理解しづらい工場かもしれませんね(笑)。

それからもう一つの事業が、蒸留設備を活用したリサイクル事業です。

松崎 リサイクル? 廃棄物の中間処理という意味ですか。

山本 リサイクルは行っていますが、廃棄物処理法でいう「廃棄物の中間処理」ではありません。使用済み溶剤を購入し、蒸留精製後、販売したり、お客様から委託を受けて使用済み溶剤を蒸留精製するなど、資源を再生しています。特に、電子材料関係や医薬品関係の溶剤のリサイ

クルに力を入れています。この分野でも、高純度、バラツキのない製品の提供を心がけています。環境問題の解決のために広く貢献している事業です。

松崎 そのほかの環境保全についてお話し願えますか。

田村 N, P対策として3月に自動測定器を設置しました。製造工程での分別、廃水処理能力の向上なども計画しています。また、「ISO14001」は、昨年取得して、皆で環境保全に努めているんですが、実は、PRT Rの関係で、3月に2001年度分のデータが公開されましたが、ベンゼンの排出量でかなり目立った数字が出てしましました。代替品とかも色々と検討をしてみたんですが、これといってなかなか良い物質が見つかりません。

山本 比較的良かったものがジクロロメタンでしたが、これも環境対策にはあまり効果がないので代替品としては採用できません。工程の改善により単位生産量当たりの排出量は削減してきているのですが、まだ、不十分でした。今年中に大幅な削減が出来る設備を設置する予定でいます。

松崎 感光材をはじめ、御社の製品は、直接私たちの目には最終製品として触れることはないのですが、現代社会の縁の下の力持続的な役割を担っているということだけはどうやら理解できました。本日は、長時間にわたりお話しいただきましたありがとうございました。



行政法令動向

千葉県中小企業環境保全施設整備資金の融資について

千葉県環境生活部環境政策課

千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度は、昭和49年5月に制定され、中小企業者又は組合が行う環境保全施設等の新設、購入若しくは改善又は公害防止のための工場若しくは事業場の県内移転に必要な資金の融資及び当該融資に対する利子補給を行うものです。

また、平成13年11月に「自動車から排出される粒子状物質を低減するために有効なものと認められる自動車又は自動車に装着する装置」を加えました。(詳細については、12ページの「自動車低公害化促進のための資金」を御覧ください。)

1 融資対象

(1) 環境保全施設

- ①ばい煙処理施設
- ②粉じん処理施設
- ③汚染処理施設
- ④地下水汚染浄化施設
- ⑤騒音・振動防止施設
- ⑥地盤沈下防止施設
- ⑦悪臭防除施設
- ⑧化学物質汚染等防止施設
- ⑨エネルギーの有効利用施設
- ⑩低公害車又は低公害用燃料等供給施設
- ⑪自動車から排出される粒子状物質を低減するために有効のものと認められる自動車又は自動車に装着する装置
- ⑫工場又は事業場の敷地の境界の内側に当該境界に沿って造成される緑地

⑬廃棄物処理施設(当該施設を設置する者が自らその廃棄物を処分するためのものであり、かつ、焼却施設にあっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項及び第15条第1項の政令で定めるごみ処理施設及び産業廃棄物の処理施設であるものに限る。)

⑭ダイオキシン類排出抑制施設

(大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第6号第12号及び第13号に規定する施設及びその附帯施設又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項及び第15条第1項の政令で定めるごみ処理施設及び産業廃棄物の処理施設である焼却施設(前記に規定するものを除き、廃棄物処理を主たる業務とする者に係るものにあっては平成9年12月1日において現に設置されている焼却施設に係るものに限る。)であって、ダイオキシン類の排出を抑制するために行う施設整備に係るものに限る。)

⑯小規模廃棄物焼却炉

(1時間当たりの処理能力が50キログラム以上200キログラム未満又は火格子面積若しくは火床面積が0.5平方メートル以上2平方メートル未満である廃棄物焼却炉（前（2）に規定するものを除き、廃棄物処理を主たる業務とする者に係るものにあっては、平成10年12月1日において現に設置されている焼却施設に係るものに限る。）であってダイオキシン類及びばいじんの排出の抑制が図られるものに限る。)

⑰容器包装廃棄物再商品化施設

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条第1項に規定する指定法人が行う同法第2条第7項に規定する特定分別基準適合物の再商品化業務のみを扱うものに限る。)

⑱環境管理システム認証関連施設

(環境管理システムの国際規格（ISO14001）又は日本工業規格（JISQ14001）の認証を取得するために整備する環境への負荷を低減させるための施設（事業活動の目的となるものを除く。以下「環境負荷低減施設」という。）及び当該認証の取得後において整備する環境負荷低減施設に限る。)

⑲その他知事が特に必要と認める施設

(2) 工場等移転資金

現在地での公害防止が困難な場合の移転先の土地建物の取得、施設の移設などに要する資金（年内移転に限る）

2 融資を受ける者の資格

(1) 中小企業者

製造業など	資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業・サービス業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下

(2) 組合

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会

(3) 環境保全施設等の新設、購入又は改善に必要な資金の融資を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた中小企業者又は組合とする。

①県内において、原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいること。

②自己資金よっては、資金の調達が困難であること。

③事業税に滞納がないこと。

(4) 公害防止のための工場又は事業場の県内移転に必要な資金の融資を受けることができる者は、前（1）に掲げる要件を備えるほか、工場又は事業場の公害防止について、法令若しくは条例による勧告若しくは命令を受け、又は県若しくは市町村の指導を受けている中小企業者又は組合とする。

3 融資の条件

(1) 融資額は、所要経費の80パーセント以内

中小企業・個人 5,000万円、組合 6,000万円

融資額の所要経費のうち、助成等が措置された場合は、所要経費から除いた額を所要経費とする。

- (2) 融資期間は、7年以内（5,000万円を超える場合は10年以内）
- (3) 融資利率は、年2.3パーセント（利子補給率 年1.3パーセント）
- (4) 資金の償還方法は、割賦償還とする。ただし、1年以内の措置期間を置くことができる。
- (5) 信用保証を原則として付する。

4 取扱金融機関

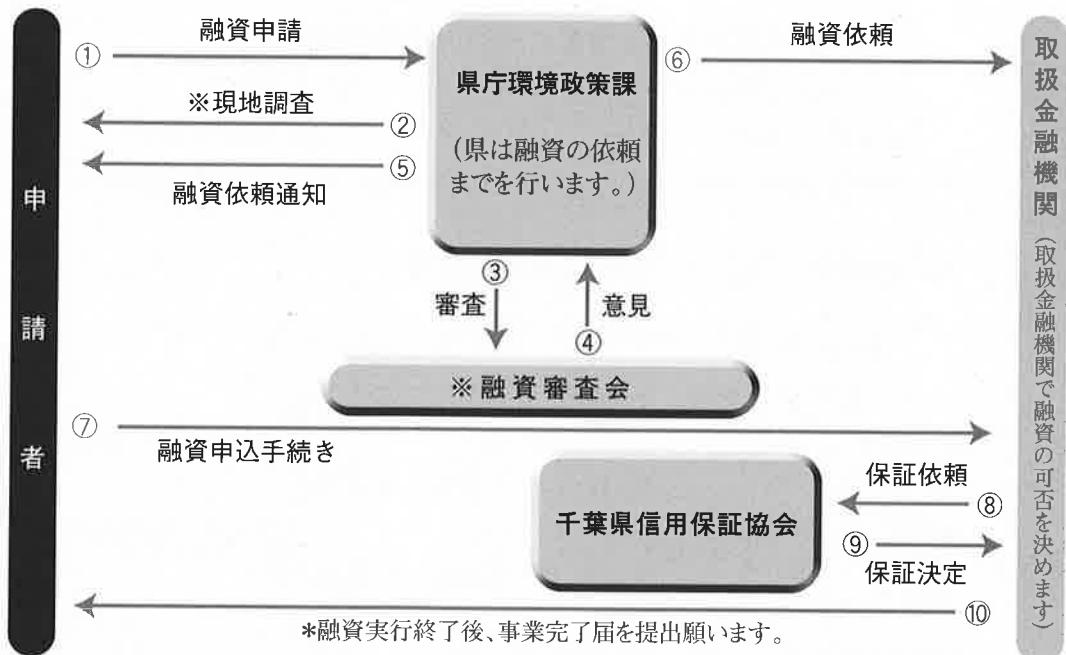
千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、商工組合中央金庫
(信用金庫) 千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原
(信用組合) 房総、銚子商工、君津

5 融資の申込

融資を受けようとする場合は、次に掲げる書類を知事に提出してください。

- (1) 中小企業環境保全施設整備資金融資依頼申請書
- (2) 中小企業環境保全施設整備計画書
- (3) 公害防止のための工場又は事業場の県内移転の場合にあっては、工場（事業場）移転前後比較表及び当該工場又は事業場の所在地の市町村長の指導状況を記した意見書
- (4) 上記書類については、融資対象により異なる。なおその他付属資料の提出を求める。

6 融資の手続き



*ただし、「低公害車」及び「自動車から排出される粒子状物質を低減するために有効なものと認められる自動車又は自動車に装着する装置」に係る「現地調査」及び「融資審査会」の手続きは省略いたします。

自動車低公害化促進のための資金

千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度は、粒子状物質の低減を図るため、低公害車の大量普及・ディーゼル自動車の最新規制適合自動車への代替の促進・粒子状物質低減装置の設置に要する資金に対して使用することができます。

1 融資の対象

- (1) **低公害車**（電気・天然ガス・メタノール・ハイブリット・八都県市指定低公害車）を新たに購入する場合
- (2) **最新規制適合車の自動車**を新たに購入する場合
ただし、使用過程中のディーゼル自動車を廃車し、そのディーゼル自動車の代替車両（ディーゼル自動車は車両総重量3.5トンを超えるもの）を購入するものに限る。
- (3) **粒子状物質を低減させる装置**を装着する場合
ただし、知事が相当と認めた設備に限る。
※購入予定車両のほか必要な架装費、自動車取得税、重量税、自賠責保険等の法定費用及び消費税を含む。

2 申込み・問い合わせ先

千葉県環境生活部環境政策課指導計画室

電話 043-223-4649 住所 千葉市中央区市場町1-1

※詳細及び申請用紙については、下記ホームページに掲載しております。

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/e_kansei/zyo-yushi/jidousha.html

3 車両買換えに活用できる他の融資制度等

融資制度	問い合わせ先
中小企業振興資金 (事業振興資金)	千葉県商工労働部経営支援課 電話043-223-2702
設備資金貸付制度	財団法人 千葉県産業振興センター 電話043-299-2903
設備貸与制度	財団法人 千葉県産業振興センター 電話043-299-2902

土壤汚染対策法の施行について

千葉県環境生活部水質保全課

土壤汚染対策法は、平成14年5月29日に公布され、平成15年2月15日から施行されました。その概要は次のとおりです。

1 目的（法 第1条）

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

2 土壤汚染状況調査（調査方法等は、規則 第3条～第11条）

土壤汚染の状況を把握するため、次に掲げる汚染の可能性のある土地について、一定の契機をとらえて調査を行う。

- (1) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。（法 第3条第1項、第2項）

※有害物質：カドミウムなど土壤環境基準の有る25物質（施行令 第1条）

※有害物質使用特定施設：有害物質の製造、使用又は処理をする水質汚濁防止法（下水道法）の特定施設

※調査は原則として100m²単位ごとに、有害物質の種類に応じ、土壤ガス調査、溶出量調査、含有量調査を行う。（規則 第4条、第5条）

※報告期限は、調査義務が発生した時点から原則として120日以内（規則 第1条第2項）

- (2) 都道府県知事は、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、当該土地の土壤汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。（法 第4条）

※調査命令対象となる土地の基準（施行令 第3条、規則 第15条～第17条）

- ①土壤の溶出基準超過を確認しており、地下水汚染の可能性が高く、かつ、周辺地域で地下水の飲用利用があるか、公共用水域に汚濁が発生又はその可能性が高い場合
- ②土壤の溶出基準超過のおそれがあり、既に地下水汚染が発生し、かつ、周辺地域で地下水の飲用利用があるか、公共用水域に汚濁が発生又はその可能性が高い場合
- ③土壤の含有基準を超過、又は超過するおそれがある場合で、工場等の関係者以外の者が立ち入ることができる場合

3 指定区域の指定・台帳の調整（法 第5条～第6条、規則 第18条～第20条）

都道府県知事は、土壤の汚染状態が基準に適合しない土地については、その区域を指定区域

として指定・公示するとともに、指定区域の台帳を調整し、閲覧に供する。

※指定区域の単位は、調査した単位（原則100m²）ごと

※汚染の除去により、指定事由がなくなった場合は、指定を解除し、台帳を削除する。（法第5条第4項、規則 第19条第7項）

4 土壤汚染による健康被害の防止措置（除去法等の方法等は、規則 第22条～第30条）

(1) 汚染の除去等の措置命令（法 第7条）

都道府県知事は、指定区域内の土地の土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、若しくは汚染原因者が明らかで土地所有者等に異議がないときは汚染原因者に対し、汚染の除去等の措置を講ずることを命ずることができる。

※対象となる土地の基準（施行令 第5条）

①土壤の溶出基準を超過している場合で、かつ、周辺地域で地下水の飲用利用があるか、公共用水域に汚濁が発生又はその可能性が高い場合

②土壤の含有基準を超過している場合で、工場等の関係者以外の者が立ち入ることができ

る場合

※汚染原因者等への措置命令（施行令 第7条、規則 第21条）

汚染原因者等とは、特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による処理規準に従って行う埋立処分、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律による処理規準に従って行う埋立処分は、原因者等にならない。

(2) 汚染の除去等の措置に要した費用の請求（法 第8条）

措置命令を受けて土地の所有者等が汚染の除去等を講じたときは、汚染原因者に対し、これに要した費用を請求することができる。（汚染行為者を知ってから3年、除去等の行為から20年で時効成立）

(3) 土地の形質変更の届出及び計画変更命令（法 第9条、規則 第31条～第36条）

指定区域内において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。都道府県知事は、基準に適合しないと認めるときは、その届出した者に対し、計画の変更を命ずることができる。

5 指定調査機関（法第10条から第19条）

環境大臣は、土壤汚染状況調査の信頼性を確保するため、技術的能力を有する調査事業者を指定（指定調査機関）する。

※「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年11月15日環境省令第23号）」で、指定。（公表済、環境省ホームページ参照）

6 指定支援法人（法 第20条～第28条）

環境大臣は、土壤汚染対策の円滑な推進を図るために、汚染の除去等の措置を講ずる者に対する助成、土壤汚染状況調査等についての助言、普及啓発等の支援業務を行う者を指定（指定支援法人）することができる。

※「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年11月15日
環境省令第23号）」で、（財）日本環境協会を指定。

7 雜則、罰則等（法 第29条～42条）

報告徴収及び立入検査、政令市（本県では、千葉市、船橋市、市川市、松戸市、柏市、市原市）等を定めている。

8 その他

(1) 人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認（法 第3条第1項ただし書）

特定施設等は廃止するが、引き続き工場等で使用し、関係者以外が立ち入らない場合や
住居に工場等が併設されており、引き続き居住する場合などの知事への確認（規則 第12
条）

(2) 敷地面積が300m²以下、かつ、周辺で地下水の飲用利用がない場合は、土壤ガス調査、
土壤溶出調査は不要とする。（規則 附則第2条）

(3) 「各調査の分析方法」、「指定区域から搬出する汚染土壤の処分方法」等は、告示で対応。

環境省ホームページ（法令、告示、通知等）

<http://www.env.go.jp/water/index.html>

その他、土壤汚染対策法の施行についてのお問い合わせ等

千葉県環境生活部 水質保全課 地質環境対策室 電話：043-223-3822

図 土壤汚染対策法の概要

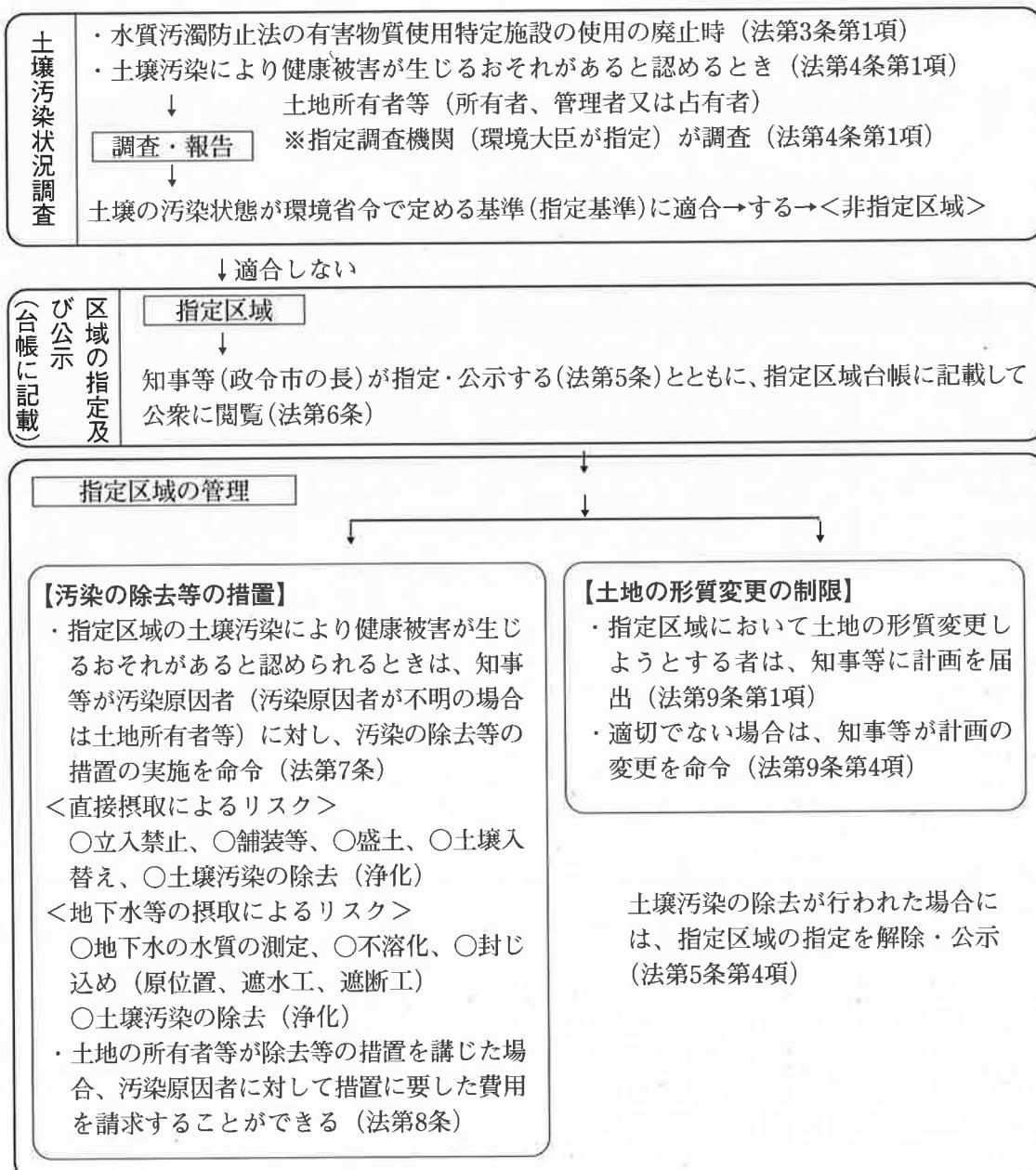
○目的（法第1条）

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

○対象物質（特定有害物質）（法第2条第1項）

- ①汚染された土壤の直接摂取（摂食又は皮膚接触）による健康影響
 - 表層土壤中に高濃度の状態で長時間蓄積し得ると考えられる重金属等
- ②地下水等の汚染を経由して生じる健康影響
 - 地下水等の摂取の観点から設定されている土壤環境基準の溶出基準項目

○仕組み



千葉県地質環境インフォメーションバンク公開事業について 千葉県環境生活部水質保全課

千葉県が整備している地質環境インフォメーションバンクでは、地盤沈下、地下水汚染及び地層の液状化問題等の調査研究への活用及び公共事業への地質柱状図等の提供を行うことなどを目的に、平成3年度から県の公共事業に係る地質ボーリング資料を一元的に収集・整備してきました。その結果、平成13年度までに約2万6千点の資料を収集し、デジタルデータに入力して県庁内機関に提出してきました。

平成13年度から、「緊急地域雇用創出特別基金事業」の適用により、新たに4年間で地質柱状図1万点のデータを収集・入力するとともに、平成15年1月から県庁内機関、市町村はもとより、地域の地盤特性や地盤沈下の状況把握及び地学等の学校学習への活用など、県民等に広く地質情報等を公開しました。

また、情報の公開・提供により公共事業等における調査・建設工事の事務の効率化及び経費削減を図っています。

1 公開・提供方法、提供開始日

インターネットの千葉県ホームページから接続できます。

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.jp/>

2 提供資料

- ア 収集資料のうち、県が実施したボーリング調査に係る地質柱状図（図-1 約21000点）
- イ 県内水準点の地盤変動図（図-2 57市町村 約1200点）
- ウ 測量水準点位置図（図-3 57市町村 約1200点）
- エ 地下水位変動図（図-4 30市町村 約140点）

問い合わせ・連絡先

●インターネットによる公開に関するこ

千葉県環境生活部水質保全課 地質環境対策室 TEL 043-223-3812 (FAX 043-222-5991)
電子メールアドレス suiho4@mz.pref.chiba.jp

●地質ボーリングデータなどの技術的なこ

千葉県環境研究センター水質地質部 地質環境研究室 TEL 043-243-0261 (FAX 043-243-0263)

●千葉市内の地盤変動図、測量水準点位置図、地下水位変動図

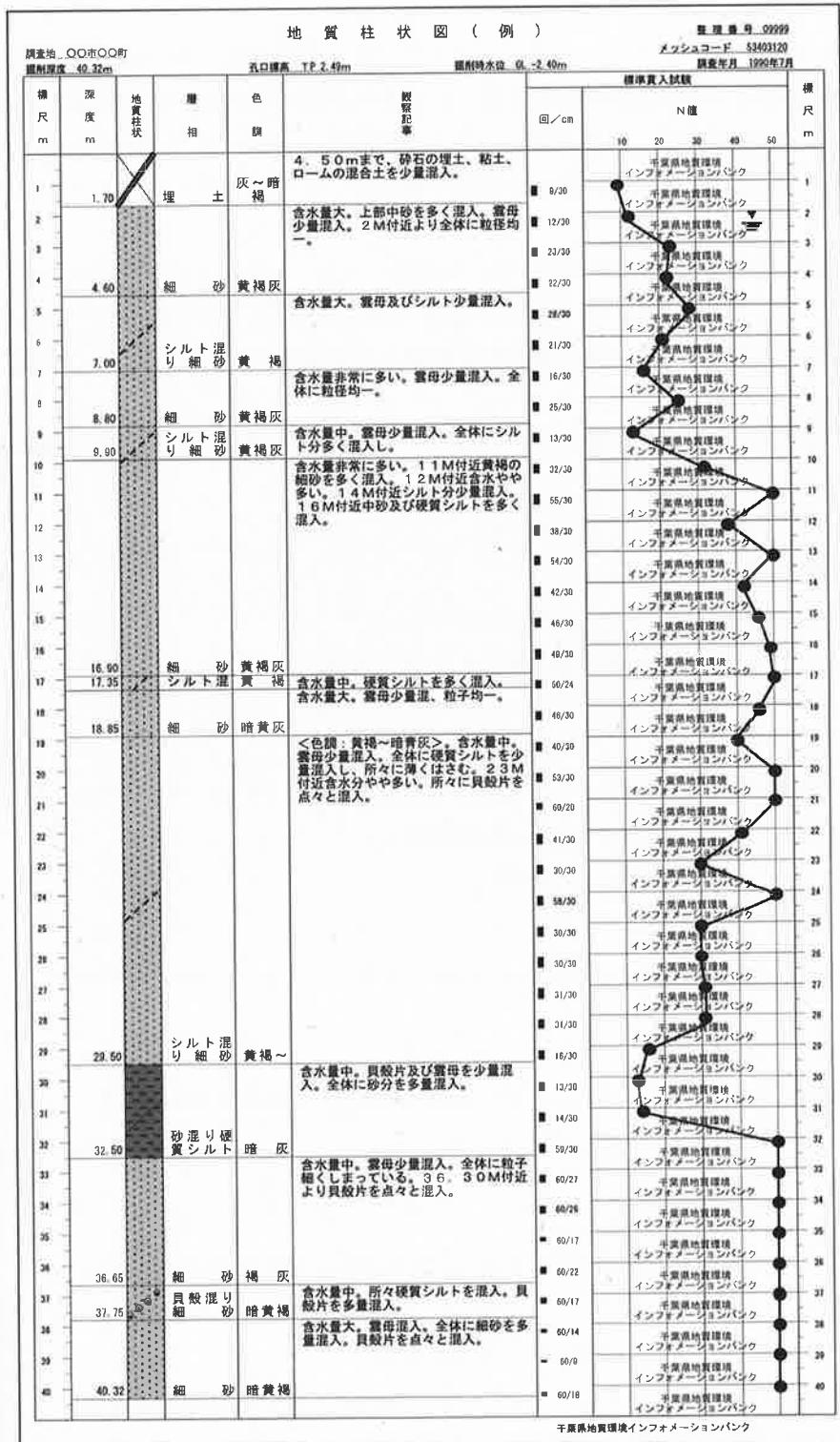
千葉市環境局環境保全部環境規制課 地下水・土壤係 TEL 043-245-5196 (FAX 043-245-5581)

図-1

地質柱状図（地層図）

地質・層厚・層相・色調・観察記事などを柱状に示したもので、併せて地層の硬軟、締まり具合を示す標準貫入試験図（N値）を表示します。

千葉県、市町村が実施した地質ボーリング柱状図約21,000点を公開しています。



■地質柱状図とは

その土地が

- 何でできているか（粘土、砂、礫など）
 - その層厚は何mか
 - 各層の固さ（締まり具合）
 - 地下水位はどこか
- などを柱状に表したもの
- です。

■何がわかるか

その土地の

- 地盤沈下の発生のしやすさ
- 地震時の液状化のしやすさ
- 基礎杭の必要な深さ
- 地盤改良の必要性
- 建物の必要な基礎形式

などを判断する時の資料や目安となります。

図-2

地盤変動図（地盤沈下状況）

県内の測量水準点約1,200点の水準測量開始年からの地盤変動状況を市町村単位に表示します。

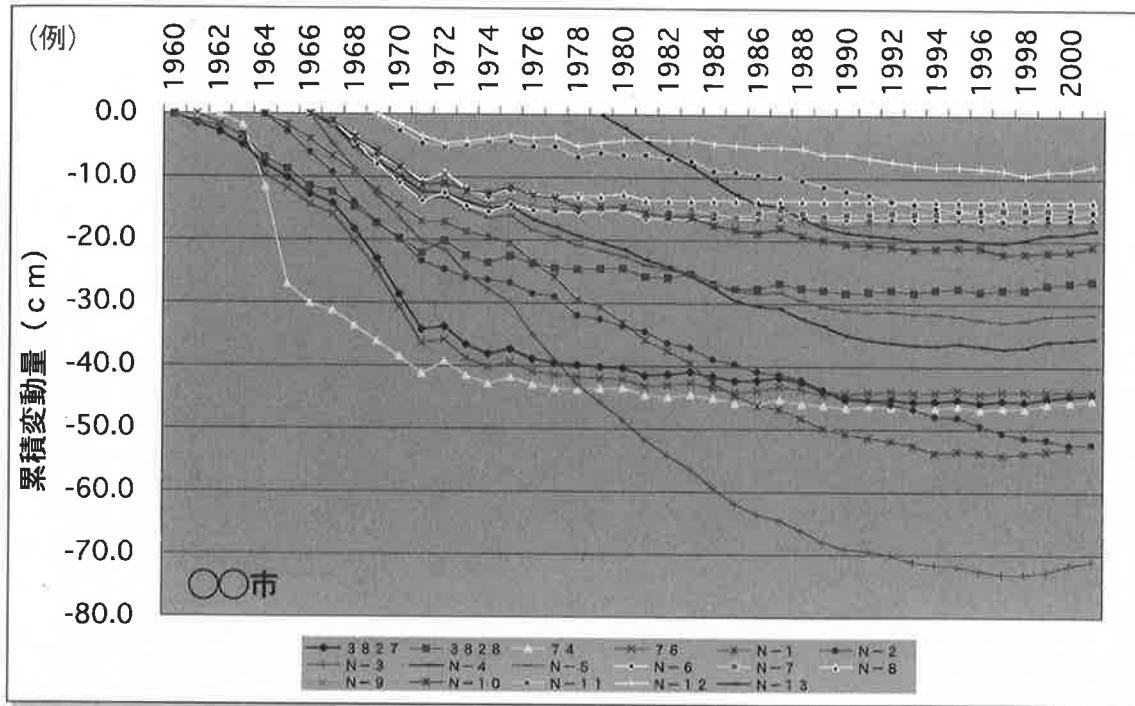


图-3

◎水準占利用上の注意

水準点は、学校内や民家の敷地内に設置されている場合が多いので、現地に立ち入る時はこれらの地点の土地の所有者(管理者)の承認を得てください。

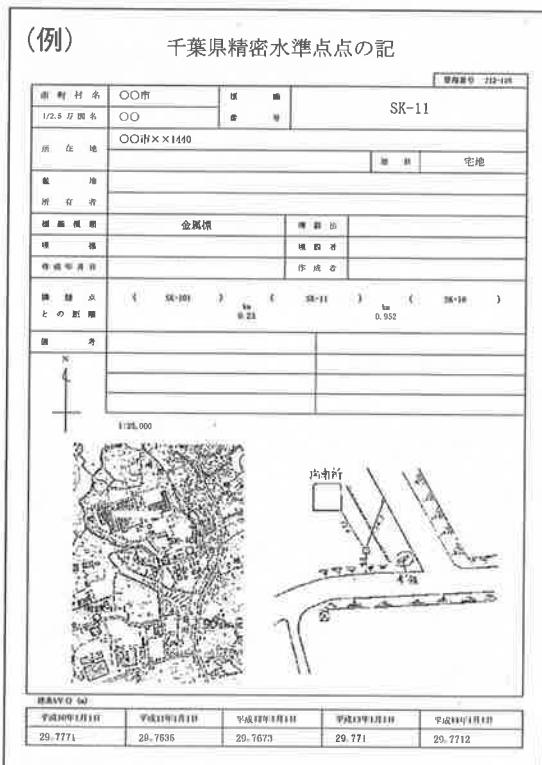
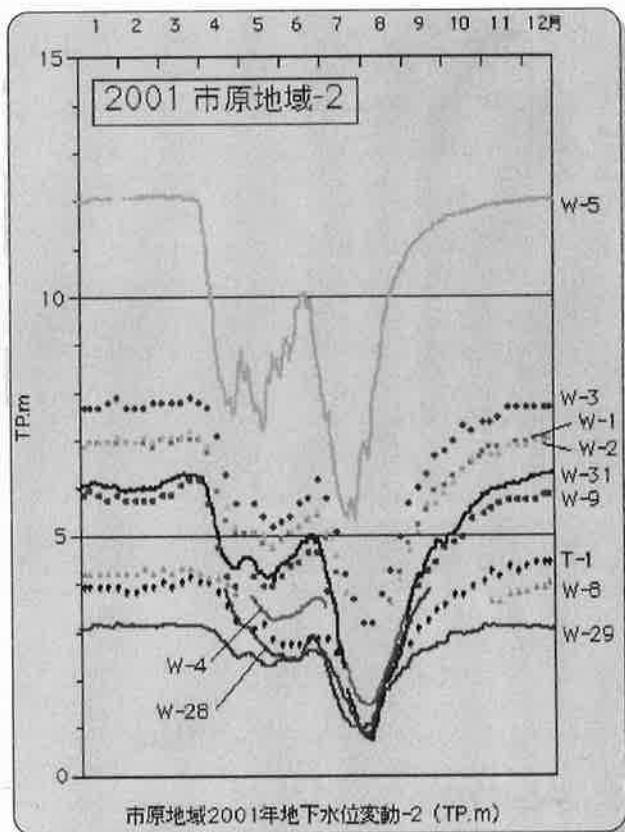


図-4

地価水位変動図

県内で観測している地下水位観測井（地盤沈下観測井を兼ねるものも含む）約80本の年間の地下水位変動状況を表示します。



「バイオマス立県ちば」推進方針の策定について

千葉県環境生活部資源循環推進課

1 バイオマス利用の必要性

18世紀後半の産業革命以来、人類は、化石資源の消費と引き換えに豊かな生活を享受してきました。しかし、第二次大戦後は、世界人口の大幅な増加の影響もあって天然資源の有限性が指摘されるようになり、さらに近年は、化石燃料の燃焼によって増加した大気中のCO₂が地球温暖化を誘発し、平均気温や海面水位の上昇が懸念されるなど、従来型の公害とは異なる地球環境問題への取組の必要性が叫ばれるようになりました。

こうした中、千葉県では、昨年10月に「千葉県資源循環型社会づくり計画」を策定し、生物由来の有機性資源であるバイオマスについても、その一つとしての位置づけをしました。さらに本年1月には、府内関係部（環境生活部、農林水産部、商工労働部、総合企画部）の職員から構成されるバイオマス・プロジェクトチームを設置し、5月末に「バイオマス立県ちば推進方針」を策定し、バイオマス利用を積極的に図っていくこととしています。

県内では、すでに、木質系のバイオマスを肥料として利用している市町村や、食品残さを飼料化、肥料化している企業もありますが、今後は、こうした動きがより広がっていくように務めるとともに、県民各層に対して普及・啓発活動を行っていく予定です。

バイオマスに対しては、国も積極的に取り組んでいます。昨年12月に、1府5省（内閣府、農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）で共管する「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定しました。

また、環境保護意識の高揚に伴って世界的な関心も高まっており、昨年開かれたヨハネスブルグの世界環境サミットでも、豊富に存在するバイオマスの有効利用の必要性が唱えられました。すでにアメリカやヨーロッパ諸国などでも、技術開発などが積極的に進められています。

2 「バイオマス立県ちば」推進方針の概要について

食品残さ、廃木材、家畜ふん尿や下水汚泥などのバイオマスは、広く薄く存在することに加えて、その性質上、水分含有量が多いために、収集・運搬が容易でないうえに、特に夏季においては腐敗しやすいなどの問題点が指摘されています。

しかし、化石燃料ではないためにカーボン・ニュートラル（※）であるバイオマスへは、大きな期待が寄せられています。「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、バイオマスの効用について、①地球温暖化防止対策、②循環型社会の形成、といった環境面の効果に加え、③競争力のある新たな戦略的産業の育成、④農林漁業・農山漁村の活性化などの経済・産業面への貢献が期待されています。

「バイオマス立県ちば推進方針」では、千葉県の恵まれたバイオマス環境を有効に活用すべく、4種類の「バイオマстаウン」の実現を提唱しました。

（※）カーボン・ニュートラル

バイオマスを燃焼しても、大気中の二酸化炭素（CO₂）量が変化しないこと。バイオマスに含まれる炭素

は、もともと植物が光合成により大気中のCO₂を固定したものであるため、燃料により発生したCO₂は、いずれ大気中から植物へ戻り、結果として大気中のCO₂量は変化しない。

(1) 千葉県の持つ高いポテンシャル

千葉県は、人口も600万人以上と多いうえ、県内で発生するバイオマスも年間600万トン以上にのぼります。この他にも、以下のような高いポテンシャルがあり、これらを有機的に結びつけることで、バイオマスの利用が進展することが期待されています。

- ・臨海工業地帯に集積されたハイテク、港湾等の各種インフラ
- ・千葉、かずさ、東葛飾地域の学術研究機関
- ・千葉、東葛飾地域の大規模な食品工業団地
- ・成田空港関連施設、産業
- ・全国有数の農林水産業の生産力
- ・県中央から南部に広がる丘陵地帯の豊かな森林資源
- ・豊かな観光資源

(2) 4つのバイオマスタウン

千葉県の持つこうした特長に加え、県内の地域特性を生かすために、以下の4種類のバイオマスタウンの実現を目指していきます。2010年までに、中核となる施設を10箇所程度構築することを目標としています。

①ハイテク・バイオマスタウン

ハイテク・バイオマスタウンは、臨海部のメタン発酵施設やガス化溶融炉、その需要者となる企業群の集積を生かすものです。すでに、食品加工業の一部では、加工残さの堆肥化、飼料化を推進しています。また、食品加工残さの乾式メタン発酵や廃食油のバイオディーゼル化などの施設も計画されています。

今後は、バイオマス由来プラスチックなどの工業製品化等の再資源化、メタン発酵などのエネルギー転換、ガス化による発電などに取り組んでいく方針です。

②アグリ・バイオマスタウン

アグリ・バイオマスタウンは、全国でも有数の千葉県の農林水産業と、数多く立地する食品加工業との連携を図ります。堆肥化、飼料化、炭化、新エネルギー変換技術開発、品種改良などが、すでに取り組まれています。今後は、これらの取組をさらに推進するとともに、将来的には、未利用地などの資源作物（スイートソルガムなど）の栽培と、それに伴う新産業の創出も期待されています。

③ウッド・バイオマスタウン

ウッド・バイオマスタウンは、本県の豊かな森林資源と地域資源との連携を図ります。現状でも、製材工場で発生する製材端材等は、家畜敷料や堆肥原料として利用されています。また、ガス化、液化してエネルギーを利用する変換技術の開発が進められています。

今後は、ボイラー、コーチェネレーション施設の普及を図り、産業部門における需要を開拓するとともに、エネルギー利用を促進します。

④フロワー・バイオマスタウン

フロワー・バイオマスタウンは、バイオマスを利用した観光業の展開を図るもので、現在、県では、「資源循環社会づくり」のモデル事業として、菜の花などを使った「なのはなエコプロジェクト」を推進しており、循環型社会を体験的に実感できる環境学習を推進して

います。また、廃食油をディーゼル燃料に変換する施設の設置が計画されています。

今後は、休耕田などを利用した菜の花やひまわりなどの栽培、菜の花を蜜源として利用した地域おこし、廃食油などを原料にしたバイオディーゼル燃料の製造、各種の普及・啓発活動を進めていきます。

(3) 推進方針

バイオマス関連施策の推進にとあたっては、以下の点を中心に進めていくこととします。

①事業者支援

国庫補助事業（バイオマス利活用フロンティア整備事業など）等の積極的導入を進めると同時に、バイオマス利用に積極的に取り組む集団の組織化支援、関連情報の提供などを行います。

②国との連携

国との情報交換・協力関係を強化するとともに、各種制度の拡充などを求めていくこととします。

③大学等との連携

県内の各地域の実情にあったバイオマス有効利用技術を開発するため、大学や先進企業との共同研究を実施します。

④推進体制の整備

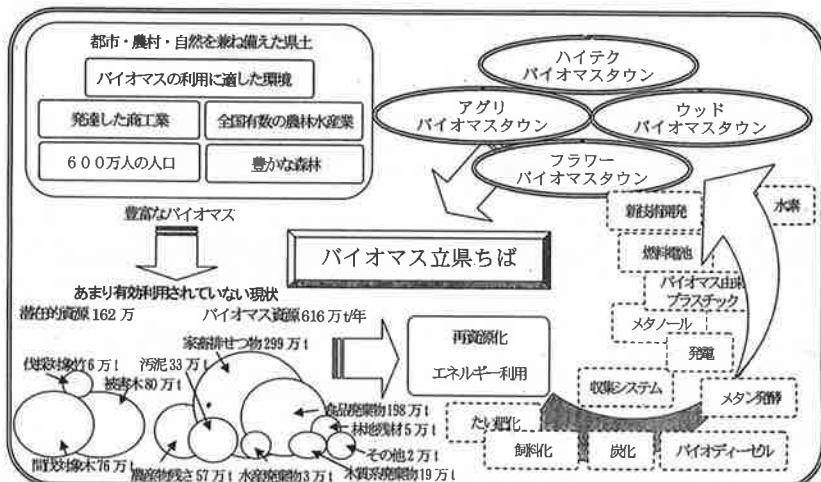
県内におけるバイオマスの利用の促進を図るため、以下の組織体制を整備します。

・「バイオマス立県しば」アドバイザリーグループ

県のバイオマス関連施策の推進にあたり、全般的な助言を行うとともに、バイオマス有効利用について、具体的で実現可能性の高い提案等を中立的かつ専門的見地から検討・評価する機関です。学識経験者などの専門家で構成されます。

・バイオマス連絡会議

バイオマスに関する取組は、県庁内の多様な部局の連携が不可欠であるため、関係課で組織する「バイオマス連絡会議」を設置します。連絡会議の役割は、バイオマスに関する情報収集、バイオマス有効利用の提案募集、バイオマス関連事業の連絡調整、バイオマスについての普及啓発、市町村との連携などです。



千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

千葉県環境生活部産業廃棄物課

第1 条例改正の必要性

本県では、有害物質に汚染された土砂等の埋立てによる土壤汚染の防止と、土砂等の崩落・流出・飛散による災害の発生の防止を目的に、「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を平成10年1月から施行し、生活環境の保全に努めてきたところであります。

本県においては、毎年500立方メートル以上の土砂等の埋立てが行われている状況にあり、環境破壊を懸念する市町村や地域住民から、適正な埋立事業を確保するため、埋立事業に対する規制の一層の強化を求める要望がありました。

こうした要望に対応し、本条例の土壤汚染防止と崩落等の災害防止という目的をより的確に達成するため、特定事業の規則の強化により、埋立て等により発生する環境上の支障をあらかじめ防止するとともに、市町村が独自に条例を制定する場合にはその自主性を尊重し、県と市町村が協力・連携し機動的に対処できる新たな仕組みを定めるため、平成15年3月7日に、条例の一部改正を行いました。

第2 条例の主な改正内容

1 特定事業の規制の強化

(1) 申請の制限

埋立ての事業の許可の申請に当っては、「事業の期間が三年を超えて申請することはできないこと」と並びに「措置命令を受けた者が必要な措置を完了していないときは申請することができないこと」とする規定を新たに設けました。

(2) 土地所有者等の同意

埋立て事業の許可の申請に当たって、申請者は、事業区域内の土地所有者等に対し、事業計画を説明し同意を得なければならないことといたしました。

(3) 許可の基準

措置命令に従わない者などの欠格者には許可をしてはならないことを追加しました。また、事業を適切に行うための現場責任者の配置を新たに義務付けます。

(4) 変更の許可等

変更は許可面積の二割以内の増加、期間にあっては事業許可期間の満了日から一年以内の延長に限定します。

(5) 事業の着手の届出

土砂等の埋立て開始から十日以内に着手の届出を新たに義務付けます。

(6) 土砂等管理台帳の作成

発生場所ごとの土砂等の搬入年月日や搬入量、運搬手段、一時たい積の場所等を記載し

た管理台帳の作成を新たに義務付けます。

(7) 事業の廃止、完了、終了

完了等の検査体制をより確実なものにするため、事業者に対し、あらかじめ完了等のための施工工程等を届出させることとしました。

(8) 譲受け

現在は届出となっている承継のうち、譲受けについては許可としました。

(9) 許可の取消し

許可を受けたのち一年以上引き続き土砂等の埋立てを行っていないときは、許可を取り消すことを追加しました。

2 土地所有者の責務の強化

(1) 特定事業に係る土地の所有者の義務

残土の埋立て事業は土地そのものの形質変更を伴うものであり、本来、土地所有者が将来の土地利用目的のために行うものであるため、埋立て事業における土地所有者は「発注者」に匹敵するものです。

土地所有者や埋立て事業施工者にこのことを自覚させ、事業施工者との連携により、適正な埋立て事業を確保していくため、土地所有者に対し次の義務を課します。

ア 当該土地を特定事業の用に提供する場合にあっては、将来の土地利用計画を踏まえ、

事業計画を十分確認した上での同意義務

イ 事業施工中の事業施工者との連携義務

ウ 災害発生時の原状回復等の措置及び関係機関への通報義務

(2) 土地の所有者に対する措置命令

知事は、汚染された土砂等が搬入された場合や崩落等が発生した場合は、事業施工者と同様に、新たに、土地所有者に対しても措置命令を行うことができるものとしました。

3 市町村条例の尊重、市町村への支援

土砂等の埋立ての適正化に当たっては、地方分権改革を踏まえ、住民に身近な地方公共団体である市町村の施策を尊重することにより、県と市町村の柔軟な役割分担を確保し、地域の実情を反映した真の地方分権を推進することを基本に、市町村条例で十分な対策を講じた市町村など、市町村が地域の実情に応じて独自の視点から施策を講じようとする場合は、市町村からの申出により県条例の適用を除外することとします。

また、県は、適用除外市町村を含め、市町村が残土に関する施策を十分に行うことができるよう、技術的な助言、情報の提供等の支援を行います。

県条例の適用除外に当たっては、規則に基づく市町村からの除外申出により、告示を行います。

平成15年4月1日現在の県条例除外の市町村は、次のとおりです。

- ・千葉市
- ・船橋市
- ・山武町
- ・芝山町

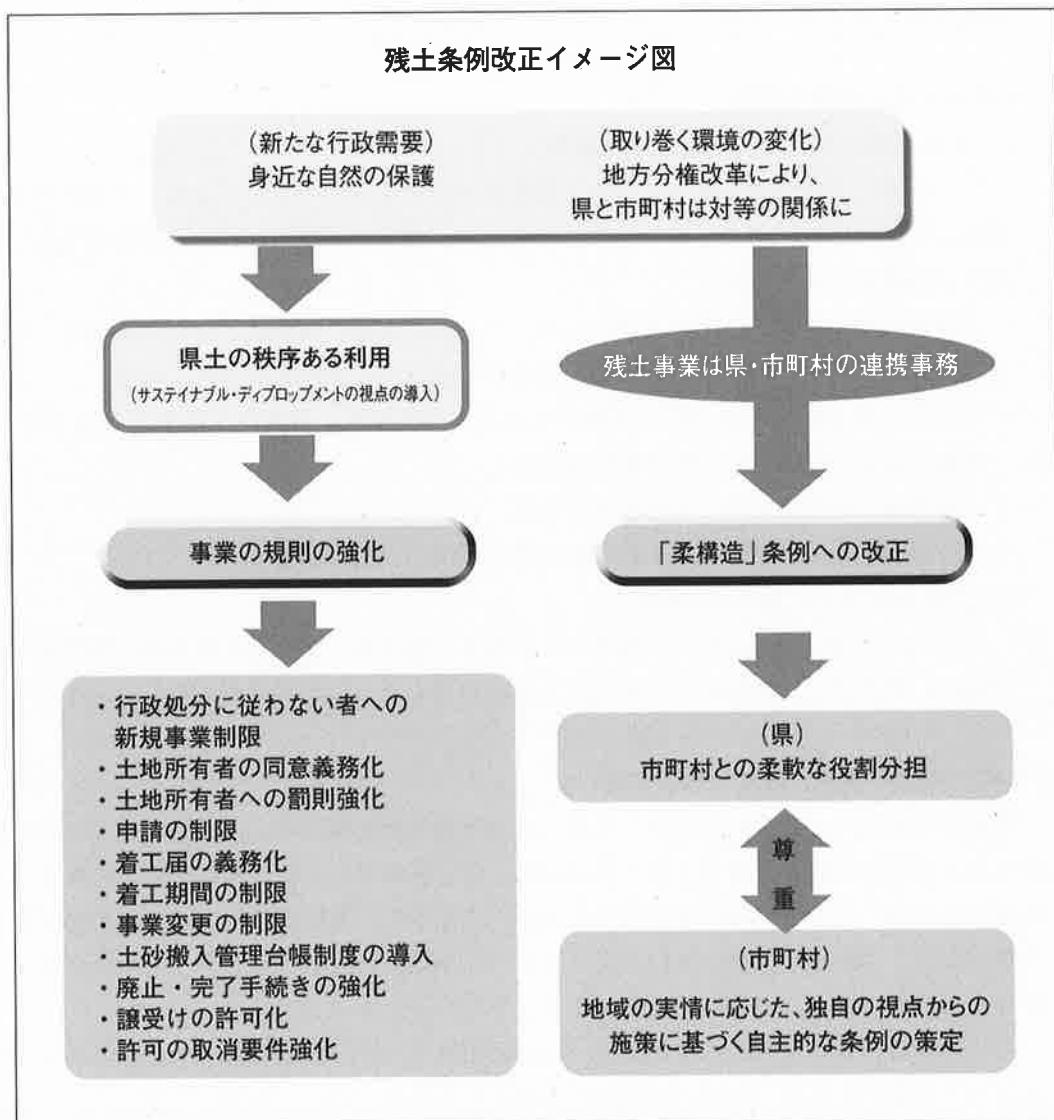
4 その他

土砂等の安全基準は、環境基本法第16条第1項に規定する「土壤の汚染に係る環境基準」に準じて、規則で定めることを明示しました。

第3 施行期日

平成15年4月1日（市町村条例の尊重、市町村への支援の規定のみ）

平成15年10月1日（全面施行「規則の強化を含めた、その他すべて）



アイドリング・ストップをしましょう！

(環境保全条例 第56条の6)

運転者は、自動車を駐車又は停車するときは、エンジンを速やかに停止してください。アイドリング・ストップを行うことで、大気汚染の改善、地球温暖化の防止ばかりでなく、燃料の節約にも繋がります。

一日10分間アイドリング・ストップを行った時の効果（環境省資料より）

	燃料消費量(リットル/日)	節約できる燃料費(円/年)	二酸化炭素排出量(グラム/日)
乗用車(ガソリン車)	0.14	約5,000	90
大型トラック (10t積ディーゼル車)	0.22~0.30	約8,000	160~220

不要な暖機運転はやめましょう！

運転者が車から離れている時、荷物の積み卸しの時はエンジンを停止してください！

休息中、人待ち、客待ち時も停車中はエンジンを停止してください！

※信号待ち、渋滞時、人の乗降時等は、アイドリング・ストップ義務の対象外となります。

運転者以外についても、次の事項が義務づけられました。

自動車を使用する事業者

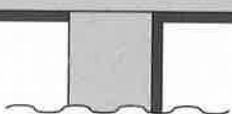
事業者の管理する運転者がアイドリング・ストップを行うよう指導してください。

収容能力20台以上又は面積500m²以上の駐車場の設置者及び管理者

駐車場を利用する人がアイドリング・ストップを行うよう、看板の掲示等により周知してください。

看板例

千葉県条例では、
駐停車中のエンジンの停止が義務づけられています。
駐車したら、エンジンを速やかに停止してください。



看板で周知することが難しい場合には、駐車券等の表面にアイドリング・ストップについて表示する等の方法により常時、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じてください。

恒常的な掲示となりますので、必要な保守等を行ってください。

条例により周知が義務づけられている規模未満の駐車場についても、率先して実施してください。

不正軽油防止強調月間

千葉県不正軽油防止対策協議会では、9月を「不正軽油防止強調月間」として不正軽油の一掃に取り組みます。

軽油に重油などを混ぜて販売や使用することは、脱税行為となるばかりではなく、こうした燃料を使用した自動車から排出される排気ガスは大気汚染の原因となります。

○軽油の自家用タンクをお持ちの方は不正軽油の売り込みに十分注意して下さい。

○軽油の納品を受けた場合は、配達伝票に配達車両の登録番号と、運転手の方のサインをいただくよう心がけて下さい。

○軽油の納品を受けた方は、納品された軽油を直接自分の目でご覧になるとともに、軽油の出荷地を確認するようにして下さい。

千葉県石油商業組合

(社) 千葉県環境保全協議会

千葉県建設産業団体連合会

(社) 千葉県産業廃棄物協会

(社) 千葉県ダンプカー協会

(社) 千葉県トラック協会

(社) 千葉県バス協会

千葉県警察本部生活安全部生活経済課

千葉県環境生活部大気保全課

千葉県総務部税務課

千葉県不正軽油防止対策協議会

房総の歴史

正信と師宣 美術史の中の二人

美術史家の上野憲示氏は、日本の戦国画壇の霸者 狩野正信が、伊豆狩野氏（源頼朝が伊豆韋山で平氏打倒の兵を挙げた時、従った武士の中に狩野茂光という人物がいたことが鎌倉幕府の正史『吾妻鏡』に見える。伊豆には狩野の名前を冠した狩野川が流れており、この一帯に勢力を張った土豪だったろうと思われる。）から分かれた一族で、上総国で生まれたという説を発表しました。

氏は正信から元信、永徳と続く狩野一族が熱心な日蓮宗徒だったことから、関東の日蓮宗の有力寺院である本土寺（松戸市）に伝わる過去帳を丹念に調べ、正信の父や祖父にあたる人物が上総国伊北荘に生まれたとする見解を論文「足利長尾氏と初期狩野派」にまとめられたのです。

伊北荘の中心は現在の夷隅郡夷隅町にあたります。平安末まで遡れる古い荘園で、鎌倉時代には侍所別当・和田義盛が地頭職を与えられています。伊豆狩野氏の一族が14世紀末頃に移り住み、在地支配にあたったとみられ、町内の大野地区には、大野城と呼ばれる中世城郭が残り、狩野氏の居城と云われています。

そんなわけで、夷隅町には平成3年（1991）春、狩野派をテーマにした町立郷土資料館『田園の美術館』が誕生しました。太平洋の潮の香りが漂ってきそうなＪＲ外房線大原駅（夷隅郡大原町）から第三セクターの「いすみ鉄道」に乗り換え約15分。一両きりのディーゼル車に乗り、国吉駅に到着します。町役場も置かれた夷隅の中心集落です。『田園の美術館』は駅から歩いて約10分。文字通り田園の中にあります。収蔵する作品は決して多くはありませんが、狩野氏のふるさとをアピールする展示であふれています。美術館から車で10分ほどの大野城址には「狩野派始祖 狩野正信生誕地」と書かれた立派な石碑が建っています。平成8年（1996）、町民の有志が建立したものです。

実は、それだけではありません。夷隅町の活発な顕彰活動に触発されるように、狩野一族の出自の地である静岡県田方郡天城湯ヶ島町でも「正信の出生地はこちら」という運動が盛り上がり、平成12年（2000）には、「狩野派絵師発祥の地を探る」と題した講演会を開くなど、気勢をあげています。

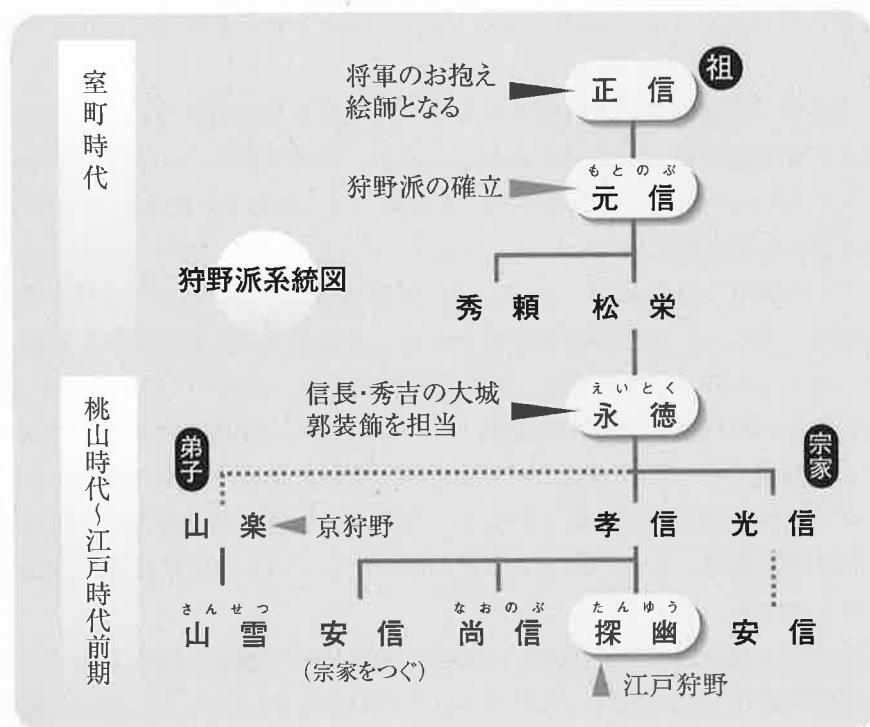
しかし、二つの町には正信らの遺品が伝わっているわけではなく、どちらも決定的な証拠となるものは何も残されていません。

つまり、正信（1434？～1530）がいつ、どこで生まれたのか、はっきりしていないからです。京都に来るまでの経歴も全くわかっていない。研究者の説も多種多様ですが、横浜市立大学教授 今谷 明氏は、正信が小栗宗湛の跡をおそって幕府御用絵師に抜擢された点に着目し、「足利將軍に仕えた幕府奉公衆の一族だったのでは」とする考え方を出して注目されました。しかし、中国宋元画も、日本古来のやまと絵の素養も身につけていたといわれていますが、いつどこでそれらを学んだのか、残されている作品で正信筆との確証があるものはごくわずか（足利義政の東山殿襖絵「瀟湘八景図」が有名）で、生涯も謎に包まれ、スピード出世の理由も誰にもわかりません。

いずれにしても、京都が焦土と化した『応仁の乱』以後は、時代の気分はもはや中世の考え

方が通らなくなっていました。そして、時代は絵画の分野でも新しい表現を模索していました。財力を蓄えた戦国大名たちが雄渾で力感のある絵画を要求していたからです。

正信以後の狩野派は彼らの要求のまま、常に集団で行動し、安土城、聚楽第、大坂城、名古屋城、江戸城など（いずれも火災に遭って跡形もない。わずかに名古屋城の本丸御殿及び上洛殿が残っていたが、建物が空襲で焼け、障壁画のみ残ったものの、その本来の主を失ってむなしく収蔵庫に眠っている。当時のままに多くの金碧障壁画が残っているのは、知恩院と二条城の二の丸御殿のみ。）の時代を象徴する絢爛豪華な障壁画を手掛けていました。それらの多くは金雲、金地が風景を仕切り、濃密な色彩と合わせ、対象そのものの姿を実物大で描くことで迫真的な世界を現出させたもので、それは絶対君主の実力をさまざまと見せつける一種のプロパガンダ効果をもった空間の創造だったのです。



江戸時代、華々しく活躍する町絵師の出現までは、寛文年間の中ごろを待たなくてはなりません。

寛文12年（1672）に出版された挿絵本『武家百人一首』の奥付には「絵師 菱川吉兵衛」と記されています。挿絵がさほど重視されていなかった時代に版下絵師が署名をした前例はありませんでしたから、それだけでもそれまでの習慣を打ち破った画期的な出来事でした。

後に浮世絵師の祖と謳われ、当時の風俗画に新しい様式の混合を試み、江戸時代の浮世絵を大成させることになる菱川師宣の登場です。

師宣は房州（安房国 保田）で、染織品に刺繡や装飾を施す縫箔師の家に生まれ、家業を手伝い金糸銀糸の刺繡の下絵描きをしていましたが、長男にもかかわらず、家業と故郷をあとにして、新興都市江戸へと旅立ちます。江戸開府から約50年後のことです。

当時、絵を志すものは画壇の重鎮である狩野派か土佐派、長谷川派に学ばなくてはなりませんでした。師宣は狩野と土佐の両派に教えを乞うたようです。

伝統的な大和絵を当世風にアレンジした師宣の絵は、当時の時代感覚を体現する言葉「浮世」になぞられて「浮世絵」と呼ばれるようになります。特に彼は二大悪所と呼ばれていた吉原と芝居町を好んで取り上げ、華やかに描いています。師宣のテーマは、庶民生活における女性の風俗だったのです。なめらかな線でいきいきと描かれた師宣の美人像は、人々の心を強くとらえ、「菱川が筆にて浮世絵の草紙を見るに、肉置き豊かに腰つきにまるみありて…」と書かれたように、また、「菱川やうの吾妻俳（師宣の描く美女こそ江戸女）」とうたわれるほどの人気を博すことになりました。

師宣は、門人たちを率いて工房製作に基づく菱川ブランドの形成に尽力し、作品に対する評価を世間に浸透させることでブランドとしての力を高めるなど、プロデューサーとしての才能にも長けていました。

また、当初は筆による彩色でしたが、人気が出て量産するために色数を少なくしましたが、それでも手間がかかるということで、やがて延享元年（1744）、色摺りの版画が現れます。最初は紅と草色の重ね摺りの「紅摺絵」というもので、浮世絵に一大進歩を促しました。後年は浮世絵といえば版画と決まっていましたが、ですから、そういったことの基礎を築いたのも師宣だったのです。

因みに、西洋で多色摺りの版画（リトグラフ・石版画）が大量に印刷され、一般に出回るようになるのは、19世紀になってからです。日本では、それより百年以上も前に多色摺りの木版の浮世絵が生まれていたのです。

彼は元禄7年（1694）にこの世を去りますが、浮世絵は、世相を表現するという彼の精神を源泉として、さまざまな流派・画風を展開させ、鈴木春信による錦絵の創造に至ります。

今日、日本にはあまり愛好者のいない初期の浮世絵は、海外では高く評価されています。初期版画の研究者は圧倒的に外国人で占められているといつてもいいかも知れません。日本では春信の活躍した明和年間から二十年離れた寛政年間を浮世絵の黄金期と見做し、その代表絵師である歌麿を軸に興味を広げていく傾向にあります。ひとつの時代を形成した春信までは手が届きますが、その前にまではなかなか触手が伸びていません。生意氣を言うようですが、創始者の師宣の存在は別格として、師宣から春信に至るおよそ百年の間に名を馳せた鳥居清信・清倍親子、奥村政信、奥村利信、西村重長、石川豊信、鳥居清満たち巨匠の名をいったいどれほどの日本人が知っているでしょうか。（知っていたからって別にどうということはありませんが。）

浮世絵は前述しましたように最初から大衆的な絵画です。とくに版画は安価だったため、多くの人々が手に入れやすく、人気の絵師の作品は飛ぶように売れました。浮世絵は発生の当初から人々の好みが画題に反映し、出版されたのです。それが美人画であり、役者絵だったというわけです。これらの絵は今日で言うプロマイドの役割をはたし、さらに大首絵を生みだして、後年、その作者の歌麿や写楽、豊国らの絵師が人気を集めていきます。また、江戸の滑稽本や歌舞伎などが人気を博すると、複合的・相乗的に浮世絵を一層発展させていきました。

安政3年（1856）、パリの版画家ブラックモンは日本から輸入した陶器の包み紙を見て仰天しました。それは、葛飾北斎の絵手本『北斎漫画』だったのですが、そのすばらしさに感動し、宣伝したことで浮世絵はヨーロッパ中に知られるようになりました。

19世紀後半からの西洋芸術に見られる日本の影響をジャポニズムと言っていますが、とりわけ印象派の画家たちは日本の浮世絵に熱狂しました。ホイッスラー、マネ、モネ、ゴッホらは広重をはじめとする浮世絵の作品から大きな影響を受けました（ゴッホの「ジャポネズリー梅の花」は広重を模写したことであまりにも有名。）。その受容は、たんなる模倣にとどまらず、画面構成、デッサン、色彩など、近代ヨーロッパ絵画そのものにまで及んでいます。

事務局 菅谷



参考図書

- 『狩野政信／元信』 日本美術絵画全集7 山岡泰造 集英社
- 『御用絵師 狩野家の血と力』 松木 寛 講談社選書メチエ
- 『信長と天皇 中世的権威に挑む霸王』 今谷 明 講談社現代新書
- 『戦国時代狩野派の研究』 辻 惟雄 吉川弘文館
- 『京都発見 五』 梅原 猛 新潮社
- 『春信の春、江戸の春』 早川聞多 文春新書
- 『江戸の春画 それはポルノだったのか』 白倉敬彦 洋泉社
- 『日本文化の模倣と創造』 山田獎治 角川書店
- 『江戸浮世絵を読む』 小林 忠 筑摩書房新書
- 『浮世絵の歴史』 小林 忠 美術出版社
- 『浮世絵の鑑賞基礎知識』 小林 忠、大久保純一 至文堂

4月1日、JFEスチール（株）がスタートしました。



J F E

挑戦・柔軟・誠実
JFE スチール

JFEスチールは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。

JFE スチール 株式会社 東日本製鉄所（千葉地区）

〒260-0835 千葉市中央区川崎町1番地 TEL 043-262-2024



どんなに暮らしが便利になっても、
失ってはならないものがあります。

豊かな水と緑に恵まれた“神秘の星” 地球。

この星では、太古の昔からさまざまな生物が誕生し、

互いに調和を保ちながら、果てしない生命のドラマを繰り広げてきました。

私たち三井化学は、現代社会を根幹で支える化学産業の使命として、
製品の開発から廃棄までの全てのライフサイクルにわたる環境負荷の低減を図り、
地球環境との調和をめざしています。

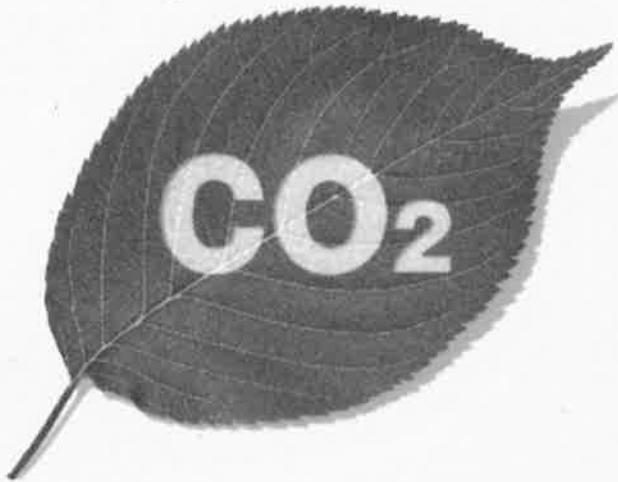
かけがえのない美しい地球のために、そして人類の未来のために……

三井化学はこれからも一層の努力を続けてまいります。

三井化学株式会社 市原工場

千葉県市原市千種海岸3番地 ☎0436-62-3221 <http://www.mitsui-chem.co.jp>

ほくたちだけに、まかせないでね。)



出光は、あなたの
ワンダフルブランドをめざします。

Wonderful
Brand!

CO₂を減らすために自然の力と技術の力の
両方から取り組むという出光の考え方。

まず排出量を減らすこと。更に排出されたCO₂を吸収固定すること。地球温暖化対策にはこの二つの取り組みが必要と出光は考えます。技術の力だけでなく、自然の力を育てる出光のCO₂削減対策活動にご期待ください。

CO₂を吸収する、自然の力を育てています。

オーストラリアのエベネザ炭鉱で17万本のユーカリを植林。また、出光の開発した共生微生物「Drキンコン」で生態系を回復する独自の育成技術による植林事業を進めています。

CO₂排出を抑える、技術の力を高めています。

製油所の省エネルギー、燃料電池、省燃費オイル等エネルギー効率化を実現する技術の力。特に「滑らずに力を伝える」不思議なCVT用トラクションオイルは、車の燃費を向上し、CO₂排出を抑える無段変速機CVTの実用化に貢献しています。



お問い合わせは、0120-132-015(出光お客様センター)
出光興産株式会社 www.idemitsu.co.jp/



**NIPPON
PHOSPHORIC ACID
CO., LTD.**

豊かな大地に豊かな実りを。

大らかで、豊かな、のんびりした、大自然。

人と自然とが、うまくといあい語りあって
すばらしい大地の幸を生みだしてゆく。
私たちはいま
大地の豊かな実りを支える製品の供給を
自らの社会的使命と考え
新たな可能性に日夜限りない挑戦をつづけています。

(主製品)

磷
酸
硫

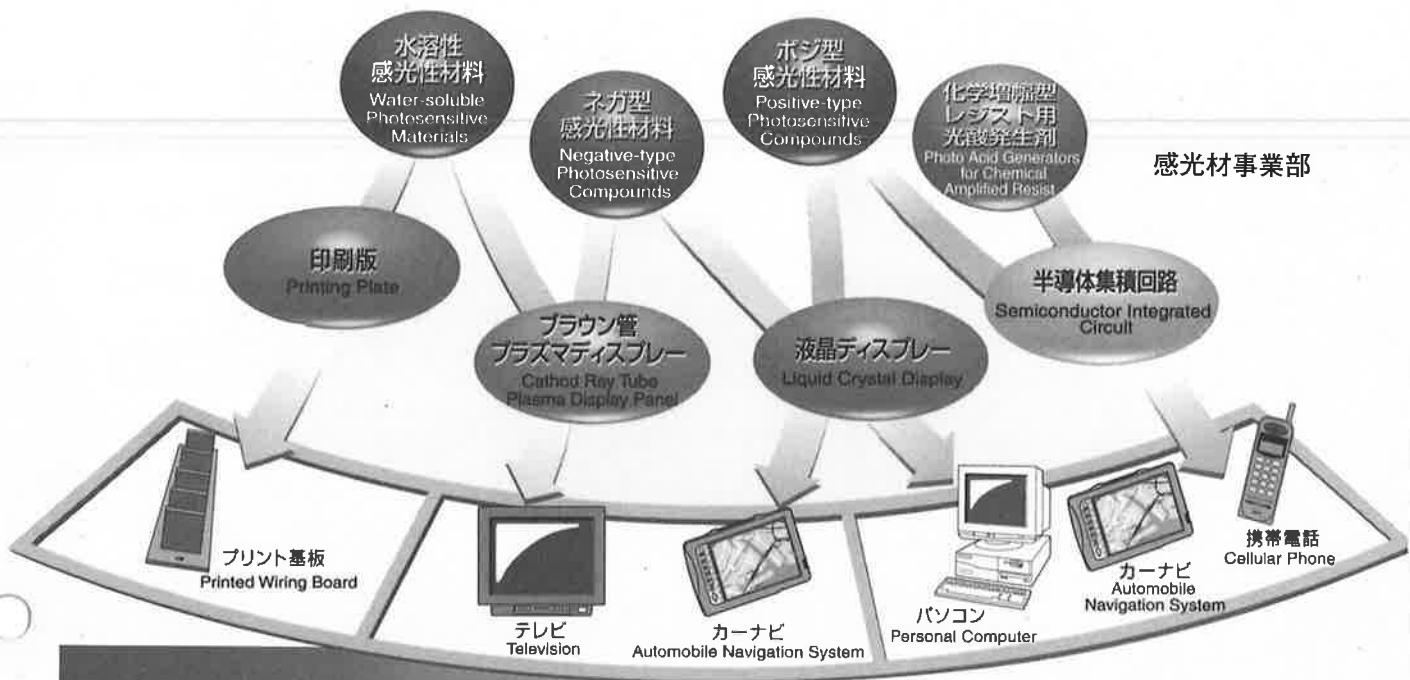
安
酸

日本磷酸株式会社

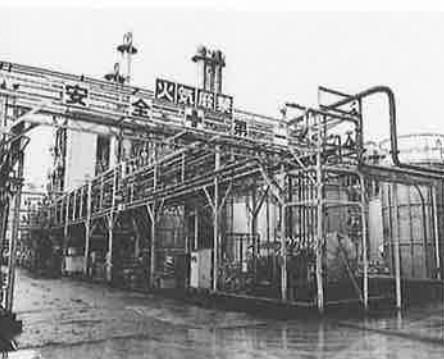
千葉県袖ヶ浦市北袖14番地

TEL 0438-62-0611 FAX 0438-62-0635

感光材で未来を映し出す



香料材料で生活を豊かにし、
使用済溶剤のTotal Solutionを提供する



化成品事業部

日本の石油化学製品物流を担う
完全装備のケミカルタンクターミナル

タンク営業事業部



◎東洋合成工業株式会社

URL <http://www.toyogosei.co.jp>

本社 〒272-0012 千葉県市川市上妙典1603番地
TEL.047-327-8080(代) FAX.047-327-8055
東京営業所 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目13番1号
TEL.03-3552-3500 FAX.03-3552-2575

■ エスエス製薬

勝
ち
た
い
と
き
。



元気発進!
エスカップ

肉体疲労時の栄養補給・滋養強化に。ビタミンB₁・B₂・B₆・ターリン配合

《 編 集 後 記 》

今年も暑い夏がやってきました。

子供たちの嬉しそうな声が聞こえますが、企業に勤める我々にまた一つ気がかりなことがあります。夏場の電力不足です。東京電力さんのご努力により、電力不足は回避されそうですが、危機意識を持つているある企業では平日を2日休み、土曜日曜日に振り替え業務をするとか、神奈川県や横浜市では冷房温度を28℃にし、ノーネクタイや半袖シャツを着て、行政自ら姿勢を示し業務に当たる決意をしています。

各企業ではすでにISO14001を取得され、環境目的目標に必ず省エネルギーを実施する企業さんが多い。昼休みは消灯したり、パソコンの電源を切ったり、冷房温度を下げたり、時間を変更したり地道な行動をされています。そういう意味で、暑い夏がやってきます。ライフスタイルを変えてこの暑さに負けない体力を作って、乗り切りたい。

出光興産千葉製油所
安全環境室 青木 正良

区分	編集委員
69号	JFEスチール(株)・三井化学(株)・出光興産(株) 日本磷酸(株)・東洋合成工業(株)・エスエス製薬(株)

会報 第 69 号
発行年月 平成15年 7月
発行者 社団法人千葉県環境保全協議会
会長 實盛理
千葉市中央区市場町1番3号 自治会館内
電話 043 (224) 5827
印刷 ワタナベ印刷株式会社
千葉市中央区今井3-21-14
電話 043 (268) 2511

